

2 0 1 7 年 度

事業計画

自 2 0 1 7 年 4 月 1 日

至 2 0 1 8 年 3 月 3 1 日

JASRAC[®]

一般社団法人 日本音楽著作権協会

目次

はじめに-----	1
-----------	---

事業計画

第1 徴収関係-----	5
第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等-----	12
第3 資料関係-----	13
第4 分配関係-----	13
第5 会務関係-----	13
第6 システム関係-----	14
第7 法人組織・信託契約関係-----	14
第8 著作権法制関係-----	15
第9 国際関係-----	16
第10 広報関係-----	17
第11 適正な法人運営の確保等-----	18

はじめに

2017年度の使用料徴収目標額は、1,104億3千万円(2016年度徴収目標額比100.3%、同推定額比99.6%)とした。

パチンコ機器等における上映に係る使用料の徴収開始(5頁「演奏等」、音楽配信におけるサブスクリプションサービス及び動画等配信の市場の拡大(10頁「インタラクティブ配信」)等の好要因がある一方、オーディオディスク、ビデオグラム等で厳しい状況が続く見込みである(8頁)。

使用料分配目標額については、2016年度下半期の徴収の状況及び2017年度上半期の徴収の見込みを考慮し、1,098億円(2016年度分配目標額比100.4%、同推定額比98.1%)とした。

2017年度の事業計画・収支予算の策定に当たっては、委託者・利用者・国民一般・外国著作権管理団体から信頼される管理事業者であり続けるため、委託者・利用者のニーズ、著作物利用のデジタル化・グローバル化、競争事業者・外国著作権管理団体の事業展開その他の環境の変化に的確かつ迅速に対応することを基本的な方針とした。

主な事業分野における計画の主眼は、次のとおりである。

1 徴収・違法利用対策関係(5頁～13頁)

音楽の流通形態の多様化により徴収基盤が大きく変動する中、保護と利用の適切なバランスを探りつつ、変化への迅速な対応を積み重ねて許諾・徴収及び違法利用対策の業務を更に充実させる。

2 資料・分配関係(13頁)

各分野における全曲報告の進展に伴い処理すべきデータが飛躍的に増大する中、より正確・迅速に使用料を分配するため、関係団体との連携強化、国際標準フォーマット・国際標準ツールの活用等を進める。

また、より詳細で分かりやすい分配明細の提供に向けた取組を進める。

3 法人組織・信託契約関係(14頁)

一般社団としての柔軟性のある組織運営の在り方に関する定款改正委員会の審議及び委託者の意思をより反映する管理の在り方に関する信託契約約款改正委員会の審議の経過を踏まえ、必要に応じ、定款、著作権信託契約約款等

の変更を行う。

4 著作権法制関係（15頁）

著作権保護期間の延長及び戦時加算義務の解消については、政府及び関係各国の動向を注視し、関係機関と連携しながら実現に向けて対応する。

私的複製に係る適正な対価の還元については、私的録音録画補償金に代わる新たな制度の創設に向けた取組を続け、権利制限を安易に拡張しようとする動きにも的確に対応する。

また、権利者不明著作物の公正な利用の促進に向け、拡大集中許諾制度の実現に取り組む。

5 国際関係（16頁）

アジア・太平洋地域の著作権管理団体との協力・連携関係を深め、地域全体の著作権管理水準の向上を図る。

また、内国作品の外国地域における利用に係る実務の在り方を従来の枠組みにとらわれずに検討する。

6 広報関係（17頁）

若年層やインターネットユーザーを対象とする広報を中心として、著作権制度及び協会の役割に関する正しい知識を広めるための取組を継続する。

また、報道関係者に対する情報提供を充実させる。

事業計画

第1 徴収関係

1 演奏

(1) 演奏等

徴収目標額は、221億2千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ13億3千万円(6.4%)の増、同推定額に比べ10億2千万円(4.8%)の増である。

(単位：千円)

種目	2017年度 目標額	2016年度 目標額	2016年度 推定額	目標額比	推定額比
上演	38,958	49,906	58,938	78.1%	66.1%
演奏会等	6,114,456	5,734,959	5,967,987	106.6%	102.5%
社交場	2,006,556	1,987,592	1,981,664	101.0%	101.3%
カラオケ	12,591,850	12,685,120	12,686,934	99.3%	99.3%
ビデオ上映	1,371,178	333,415	404,642	411.3%	338.9%
合計	22,122,998	20,790,992	21,100,168	106.4%	104.8%

(注) 各種目の推定額の和が「合計額」と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

演奏会等については、迅速かつ効率的に許諾請求業務を実施するとともに、無許諾利用の解消に向けた取組を進める。

社交場(社交場生演奏)については、音楽利用状況の迅速かつ的確な把握に努め、ライブハウス、クラブ、婚礼宴会場等との契約締結業務を一層推進する。

カラオケのうち、市場の縮小が続くことが見込まれるカラオケ社交場については、協定締結リース事業者¹との連携を更に強化して効率的な管理を推進するとともに、使用料滞納の発生及び長期化を防ぐ取組を徹底し、徴収の確保に努める。カラオケ歌唱室については、管理率100%の達成に向けて、利用者団体等と連携して無許諾利用店舗に対する取組を強化する。

ビデオ上映については、パチンコ機器等における上映に係る使用料の徴収開始(2017年1月)に伴い、2016年度徴収推定額を上回る見込みである。

¹ リース先店舗からの利用許諾契約の申込みを取りまとめることなどを内容とする業務協定を締結している事業者

音楽教室のうち、楽器教室における演奏等については、2017年度中の管理開始を目指す²。

(2) 放送等

徴収目標額は、312億4千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ1億5千万円(0.5%)の増、同推定額に比べ7千万円(0.2%)の増である。
(単位：千円)

種目	2017年度 目標額	2016年度 目標額	2016年度 推定額	目標額比	推定額比
NHK・民放 地上波 (CM放送)	27,696,165 (5,539,993)	27,547,450 (5,844,983)	27,614,533 (4,894,066)	100.5% (94.8%)	100.3% (113.2%)
民放衛星波	3,447,598	3,444,689	3,455,890	100.1%	99.8%
その他	105,987	100,763	108,244	105.2%	97.9%
合計	31,249,750	31,092,902	31,178,668	100.5%	100.2%

(注) 各種目の推定額の和が「合計額」と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア NHK・民放地上波

(7) 放送等使用料(包括)

2017年度の使用料の算定基礎となる各放送事業者の2016年度の放送事業収入は、公表されている各社の営業収入見通しを総合すると、2015年度並みを維持するものとみられることから、2016年度並みの徴収を見込む。

(1) CM放送使用料(曲別)³

企業のCM出稿量が好調であることから、2016年度徴収推定額を上回る見込みであるが、CM放送に利用される管理楽曲(既成曲)が減少傾向にあることから、楽曲の利用状況を正確に把握し、利用回数³の報告漏れに対する対応を強化するなどして徴収の確保に努める。

イ 民放衛星波

動画配信の普及の影響等によりCS放送の加入者数が減少傾向にある

² 音楽教室のうち、カルチャーセンターにおける演奏等(2012年4月管理開始)、歌謡教室における演奏等(2016年4月管理開始)については既に管理を行っている。

³ 民放地上波におけるCMで利用される管理楽曲の放送使用料

が、BS放送の広告収入は好調を維持するものとみられ、全体としては2016年度並みの徴収を見込む。

ウ 利用者団体等との協議

放送局が行う放送番組のインターネット配信サービス⁴への対応、新たな使用料規定の枠組み等について、NHK、民放連、一般社団法人衛星放送協会等との間で協議を行う。

(3) 有線放送等

徴収目標額は、47億4千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ1億7千万円(3.8%)の増、同推定額に比べ1億3千万円(2.9%)の増である。

有線ラジオ放送については、受信契約者数の減少や受信料の低価格化が続いており、使用料の算定基礎となる各有線放送事業者の2016年度有線放送事業収入の減少が見込まれる。

有線テレビジョン放送については、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟との協定に基づく使用料率の段階的な引上措置⁵が適用される。

(4) 映画上映

徴収目標額は、1億9千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ9百万円(4.9%)の増、同推定額に比べ8百万円(4.1%)の減である。

無許諾利用への対応を強化するとともに、利用実態の変化に対応するための使用料規定の変更に向け、利用者団体と協議を進める。

(5) BGM

徴収目標額は、8億6千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ1億6千万円(23.8%)の増、同推定額に比べ5千万円(6.4%)の増である。

BGM音源の製作・供給事業者の団体と締結した業務協定に従い、共同して利用許諾契約の締結を促進するなど、違法利用の解消に向けた取組

⁴ 放送時に見逃したテレビ番組をインターネット上で視聴することができるサービスや、ラジオ番組を放送と同時にインターネットでも配信するサービスなど

⁵ 2010年度から9年かけて段階的に引き上げることとしており、2018年度が最終年度である。

を行う。

2 録音

(1) オーディオディスク

徴収目標額は、108億6千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ1億2千万円(1.1%)の増、同推定額に比べ9億1千万円(7.8%)の減である。

CD生産実績の減少が続いており⁶、厳しい状況となる見通しである。

(2) ビデオグラム

徴収目標額は、114億2千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ22億3千万円(16.4%)の減、同推定額に比べ10億7千万円(8.6%)の減である。

映像コンテンツの流通においてパッケージから配信への移行が進んでいる⁷ため、厳しい状況となる見通しである。

(3) 規定整備に向けた取組

小売価格の変化や商品の多様化に対応するため、使用料規定の在り方について利用者団体と協議を進める。

3 出版

徴収目標額は、9億1千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ7百万円(0.8%)の増、同推定額に比べ3千万円(4.0%)の減である。

出版物の市場縮小が続く中⁸、重版等の申請漏れへの対策を強化するなどして、徴収の確保に努める。

⁶ 一般社団法人日本レコード協会の調査によると、同協会加盟社の2016年1月～11月のCD生産実績(金額・数量)は、それぞれ2015年同期比で96%、93%である。

⁷ 一般社団法人日本映像ソフト協会の調査によると、2015年のビデオソフトのセル市場(2,234億円)は前年比97.7%となっている一方で、有料動画配信市場(961億円)は前年比156.5%となっている。

⁸ 公益社団法人全国出版協会の調査によると、2016年1月～11月の書籍・雑誌(紙媒体)推定販売金額は、2015年同期比3.6%の減である。

4 特定目的複製

(1) 広告目的複製

徴収目標額は、11億9千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ5億8千万円(32.9%)の減、同推定額に比べ3億1千万円(20.6%)の減である。

管理委託範囲から広告目的で行う複製の区分を除外する委託者が増加しており、2016年度徴収推定額を下回る見込みであるが、無許諾利用等への対応を強化し徴収の確保に努める。

(2) ゲーム目的複製

徴収目標額は、40億8千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ1億7千万円(4.1%)の減、同推定額に比べ2億7千万円(7.2%)の増である。

徴収の多くを占めるパチンコ機器への複製については、パチンコ市場の縮小傾向が続くことが予想されるが、機器の販売台数が例年以上に減少した2016年度の徴収推定額は上回る見込みである。

5 貸与

徴収目標額は、28億6千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ4億8千万円(14.4%)の減、同推定額に比べ1億8千万円(5.9%)の減である。

貸レコード、貸ビデオともに市場の縮小が続いており、2016年度徴収推定額を下回る見込みである。

貸ビデオの使用料規定整備⁹に向け、利用者団体と協議を継続し、早期合意を目指す。

6 複合

(1) 通信カラオケ

徴収目標額は、72億1千万円とした。これは、2016年度の徴収目標額、同推定額に比べ、1億4千万円(2.0%)の増である。

⁹ 現在は使用料規程第17節「その他」にて管理を行っている。

通信カラオケ機器の旧機種から新機種への移行が続いていることから、使用料の算定基礎となる情報料が増加するものとみられる。

(2) インタラクティブ配信

徴収目標額は、118億円とした。これは、2016年度の徴収目標額に比べ17億6千万円(17.5%)の増、同推定額に比べ3億4千万円(3.0%)の増である。

(単位：千円)

種目	2017年度 目標額	2016年度 目標額	2016年度 推定額	目標額比	推定額比
音楽配信					
ダウンロード	3,054,621	3,639,750	3,428,215	83.9%	89.1%
ストリーム	872,000	972,000	918,362	89.7%	95.0%
サブスクリプション	2,455,000	810,000	2,172,744	303.1%	113.0%
小計	6,381,621	5,421,750	6,519,322	117.7%	97.9%
動画等配信					
ダウンロード	1,485,000	1,350,000	1,356,585	110.0%	109.5%
ストリーム	3,605,400	2,997,951	3,265,569	120.3%	110.4%
小計	5,090,400	4,347,951	4,622,154	117.1%	110.1%
その他	334,164	274,730	324,431	121.6%	103.0%
合計	11,806,185	10,044,431	11,465,908	117.5%	103.0%

(注) 動画等配信のサブスクリプションサービスについては、動画等配信ダウンロード又はストリームの区分に含めて計上している。

各種目の推定額の和が「合計」欄の額と一致しないのは、それぞれ千円未満を切り捨てているためである。

ア 音楽配信

従来型の曲別課金サービス(ダウンロード)の縮小が続いているが、サブスクリプションサービス¹⁰は契約者数が増加傾向にあり好調を維持する見込みである。

イ 動画等配信

動画のサブスクリプションサービスやスマートフォン向けゲーム配信の市場が成長を続けていること、動画投稿(共有)サイトの広告収入が増加

¹⁰ 会員登録(月額や年額などの定額料金を支払うものと無料のものがある。)をすることで、契約期間中に限り楽曲、動画等を視聴できるサービス

傾向にあることなどから、好調を維持する見込みである。

ウ 規定整備に向けた取組

技術の進展とそれに伴うサービスの多様化に対応するため、インタラクティブ配信に係る使用料規定全体の見直しに向けた協議を利用者団体との間で継続する。

7 法的措置等

主に、次の分野において法的措置等の対応を行う。

(1) 演奏等

使用料の滞納について、滞納期間が短い事案でも民事調停等の法的措置を積極的に実施して早期解消を図る。滞納額が大きい事業者に対しては、利用許諾契約を解除した上で法的措置を実施するなど、厳正に対処する。

また、無許諾利用者に対する粘り強い交渉を継続し、悪質性が高い場合には、積極的に法的措置を実施する。

(2) BGM

繰り返しの督促にもかかわらず契約に応じない施設に対し、法的措置を実施する。

(3) 録音

ブライダル関連の録音録画物における音楽利用の適正化を図るため、悪質性が高い事業者に対し法的措置を実施するなど、無許諾利用への対策を強化するとともに、既に契約を締結している事業者への監査を強化する。

違法複製物の製造・販売への対策を継続し、侵害の規模、継続性等から悪質性が高い事案については、刑事告訴などの法的措置を実施する。

使用料滞納事業者に対して法的措置を実施する。

(4) 有線放送等

有線テレビジョン放送について、使用料の算定に必要な事業収入報告の提出が遅れている事業者に対して、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟とともに訪問するなど積極的な督促を継続し、解決に至らない場合には、法的措置を実施する。

第2 違法利用の監視・警告、啓発活動等

1 インターネット上の監視・警告

(1) 監視システム（J-MUSE）により収集した侵害情報の活用

ア 違法音楽ファイル等の送信者に対し、ファイル等の削除又は利用許諾契約の締結を求める。

イ インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対し、プロバイダ責任制限法著作権関係ガイドラインに基づき送信防止措置を講ずるよう要請する。

(2) ファイル共有ソフトを悪用した侵害への対応

ア 協会が運営会員となっているファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(CCIF)が策定したガイドラインに基づき、違法音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請する。

イ 構内ネットワーク上での違法配信が検知された大学に対して、侵害行為の中止等を求める。

2 啓発活動等

(1) 若年層を対象とする広報事業(「第10 広報関係」参照)の一環として、地域の教育委員会等の協力を得て、ネットワーク上の著作物の適正利用を呼び掛ける啓発リーフレットを配布する。

(2) 日本アフィリエイト協議会との協定¹¹に基づき、違法音楽配信サイトへの広告掲載・広告料支払の停止などの措置の実施を求めるほか、リーチサイト¹²等における広告掲載の実態把握を進める。

(3) 日本関税協会知的財産情報センター(CIPIC)、オークションサイト運営事業者・権利者団体等で構成するインターネット知的財産権侵害品流通防止協議会(CIPP)、不法録音物対策委員会、不正商品対策協議会(ACA)、楽譜コピー問題協議会(CARS)等と連携するなどして、違法複製物の撲滅

¹¹ サイト運営者、広告主、広告代理店等で構成される日本アフィリエイト協議会との間で締結した協定。具体的には、①アフィリエイト広告を掲載している違法音楽配信サイトに関する情報共有、②サイト運営者への警告、③サイトへの広告の掲載中止、④サイト運営者に対する広告料の支払停止等の著作権侵害対策を実施することとしている。

¹² 他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト。不正な収益を上げることを目的に運営されているものが多数存在している。

に向けた調査・啓発活動を継続する。

第3 資料関係

委託者に対し作品届オンライン受付システムの利用を働きかけるなどして、作品に関する情報の受理・登録の効率化を図る。CWR¹³の導入、ISWC¹⁴の積極活用などにより、音楽出版者との間で情報処理の効率化を図る。

第4 分配関係

品ぞろえ楽曲が膨大なサブスクリプションサービスが相次いで開始したことから、インタラクティブ配信の利用曲目報告データの増加が続いている。一般社団法人著作権情報集中処理機構(CDC)との連携をより強化し、利用曲目報告データの精度を向上させるとともに、自動照合システムを最大限活用して利用楽曲の特定作業の効率化を図る。

分配委員会(2016年10月設置)における、分配方法の基本的な在り方、放送使用料に係る分配点数の取扱いに係る検討状況を踏まえ、必要に応じ、分配規程の整備を行う。

第5 会務関係

1 管理委託の促進

協会と信託契約を締結していない作家等を対象とした説明会¹⁵を開催するなどして、協会への管理委託の促進に努める。また、2016年度定時社員総会で可決し、2017年4月1日から施行する新たな著作権信託契約約款について、より多様な創作活動のスタイルに対応しやすくなったことの周知・広報を行う。

¹³ Common Works Registrationの略。国際的な標準作品届フォーマット。CISAC加盟団体及び音楽出版者の多くがこのフォーマットを利用している。

¹⁴ International Standard Musical Work Code(国際標準音楽作品コード)の略。音楽作品の識別において唯一の世界共通の作品コード。CISACが国際エージェンシーを務める。

¹⁵ 2016年度は、正会員など音楽の創り手が日頃の創作活動、著作権、JASRACの役割などを解説するJASRAC「Creator's Path」を開催した。

2 会員・信託者に対する情報の提供等

- (1) インタラクティブ配信に関してより詳細な利用明細書の提供を開始するとともに、より詳細で分かりやすい分配明細書、利用明細書の在り方、それらの電子データによる提供について検討を進める。
- (2) 2016年11月に設けた「会員・信託者のための相談窓口」において適切な情報提供を行う。
- (3) 会員・信託者専用ページにおいて、会員・信託者自らが登録内容を変更できるようにするなどの機能拡充に向けた検討を進める。

3 会員サービス

「けやきホール」、「会員談話室」等の利用を広く周知するとともに、法律相談、確定申告、税務に関する相談会を継続して実施する。

第6 システム関係

ビデオグラムシステム¹⁶及び分配書類システム¹⁷の再構築に向けた開発作業を進めるほか、作品届や許諾申請等の受付を行う各種EDI(電子データ交換)システムについて、利便性の向上や業務の効率化を目的とする機能改善を継続する。

第7 法人組織・信託契約関係

定款改正委員会(2016年10月設置)の審議を踏まえ、社員資格・会員制度、会費制度等について検討を進める。

信託契約約款改正委員会(同月設置)の審議を踏まえ、委託者の意思をより反映する管理の在り方等について検討を進める。

¹⁶ ビデオグラム録音使用料の請求計算及び分配計算を行うシステム

¹⁷ 種目ごとに行われる使用料の分配計算のデータを統合し、分配明細書や送金データなどの作成を行うシステム

第8 著作権法制関係

1 保護期間の延長及び戦時加算義務の解消に向けた取組

米国の新大統領の就任により環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の発効が事実上困難となり¹⁸、保護期間の延長等が盛り込まれた「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律¹⁹」の施行に向けた道筋も見えなくなったことから、政府とEUとの経済連携協定(EPA)の交渉状況も視野に入れ、関係機関と連携しながら、保護期間の延長に向けた対応を図る。また、戦時加算義務の解消に向け、関係省庁に対する働きかけを継続するとともに、CISAC及びBIEM並びに各国の管理団体等との連携を図る。

2 私的複製に係る適正な対価の還元に向けた取組

私的複製に利用される複製機能をユーザーに提供することで利益を上げている事業者から権利者に適正な対価が還元されるよう、新たな制度の創設に向けた取組を継続する。

3 柔軟性のある権利制限規定の創設に向けた動きへの対応

著作物の創造サイクルは創作者への適切な対価還元があつてこそ成立するものであり、権利者と利用者との契約によって著作物の利用を促進することができるビジネスの領域に権利制限を安易に拡張すべきでないことを広く訴えていく。

4 権利者不明著作物の利用円滑化に向けた取組

オーファンワークス実証事業実行委員会²⁰の実証事業²¹の成果を踏まえ、

¹⁸ TPP協定発効の条件は、参加国すべてが国内法上の手続きを終えることとされているが、協定の署名後2年以内(2018年2月まで)に手続きが完了しない場合、参加国のGDPの合計の少なくとも85%を占める少なくとも6か国の手続きが完了すれば協定が発効される。ただし、参加国のGDPの合計の約60%を占める米国がTPP協定から離脱したことにより、TPP協定の発効は事実上困難となっている。

¹⁹ 著作権に関しては、保護期間の延長(著作者の死後70年までへの延長)、非親告罪の対象範囲の拡大、法定賠償制度の導入等が盛り込まれている(2016年12月9日可決・成立、同月16日公布)。施行期日はTPP協定が日本国について効力を生ずる(TPP協定が発効する)日とされている。

²⁰ 協会など権利者9団体で組織され、協会の理事が同委員会の幹事を務めている。

²¹ 著作権者不明等の場合に係る裁定制度(著作権法67条)において利用者に課されている「相当な努力を払って」の権利者の探索及び文化庁への裁定申請手続を利用者に代わって

権利者不明著作物の利用ニーズについて各方面の現況を調査するとともに、拡大集中許諾制度²²の実現に向け積極的に取り組む。

第9 国際関係

1 外国の管理団体等との連携に関する施策

- (1) 内国作品を利用する海外公演の情報の収集に努め、現地の管理団体に積極的に情報を提供するなどして外国入金を増加を図る。
- (2) CWRの導入(「第3 資料関係」参照)により、外国の管理団体への国際票²³の提供の円滑化を図る。また、CIS-Net²⁴への作品データ提供を継続するとともに、ISWC-NET²⁵への作品データの提供を開始する。
- (3) アジア・太平洋地域の著作権管理団体等と連携し、著作権制度や著作権管理事業に関する研修等を開催するなどして、地域全体の著作権管理水準の向上を図る。また、世界知的所有権機関(WIPO)等の国際機関、文化庁等の政府機関と連携し、講師の派遣や研修生の受入れ等を行う。これらを通じた人的交流により、外国の管理団体等との協力関係を一層強化する。
- (4) 国際音楽創作者評議会(CIAM)と連携して、アジア・太平洋地域の音楽創作者の権利及び利益の保護の拡大を目的とするアジア・太平洋音楽創作者連盟(APMA)の活動に協力する。
- (5) 相互管理契約等について、必要に応じて条項の改定を行うとともに、未締結団体との締結を進める。

行う。集中処理によってコストを低減し、利用の円滑化を図る。

²² 著作物の利用者(又は利用者団体)と大多数の著作権者を代表する集中管理団体との間で締結された契約の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度。北欧諸国等で導入されている。

²³ 相互管理契約を締結する団体間で、作品情報を交換する方法の一つとして使用されている標準書式

²⁴ 加盟各団体の管理作品情報等をネットワーク上で共有するためにCISACが開発したデータベースで、協会は、2011年8月にデータ提供を開始し、2016年11月末までに約274万件を提供している。

²⁵ International Standard Musical Work Code(ISWC)-NETの略。一般ユーザーがISWCに紐づいた作品情報を検索できるよう、ISWCエージェンシーであるCISAC(「第3 資料関係」参照)が公開している作品データベース。

2 その他

複数の国・地域にまたがる音楽・動画等の配信に対する効果的な管理施策について、海外の状況を調査し、検討を進める。

第10 広報関係

1 主要メディア等を活用した広報

協会の役割等に関する正しい理解を広めるとともに、違法利用を防止することを目的に、放送、インターネット、新聞、イベント等を活用した広報活動を実施する。特に、インターネットユーザーや著作権に関する知識の少ない若年層を対象とした広報に継続的に取り組む。

2 JASRAC賞及び定例記者会見

2016年度の分配額上位作品の著作者及び音楽出版者を表彰する。あわせて、定例記者会見を行い、2016年度の事業内容について説明する。

3 JASRAC音楽文化賞

売上げや利用実績などの数字には表れない地道な活動により音楽文化の普及発展に寄与している個人・団体・作品等を顕彰する。

4 著作権思想の普及に資する取組

著作権制度やその関連ビジネスの分野に精通した人材の育成に寄与するため、大学・大学院における奨学研究会、寄附講座及び寄附科目を継続するほか、著作権思想の普及を目的としたシンポジウムを開催する。

5 音楽文化の振興に資する取組

若年層にプロの演奏家による生演奏を鑑賞する機会を提供するとともに著作権の大切さを伝える公演及び昭和時代に活躍し、亡くなった後も人々に親しまれ続ける作品を遺した作詞者・作曲者に焦点を当てて作品を次世代へ伝える催物を開催する。

6 報道関係者との交流促進

協会の役割・業務内容や著作権に対する理解の促進を図るため、積極的に情報提供を行うとともに、報道関係者を対象とした懇談会等を開催する。

第11 適正な法人運営の確保等

1 コンプライアンス推進に向けた取組

法令その他の社会規範及び定款その他の内部規程を遵守し、適正な事業運営を確保するため、情報管理の在り方など、コンプライアンスに関する役員及び従業員の意識・知識の向上を図る。

2 事業継続性の確保に向けた取組

大規模災害など不測の事態が発生した場合においても協会の基幹業務が停止することがないように、「事業継続計画」策定に向けた検討を行い、その実行体制の確立を図る。

3 女性活躍推進のための取組

女性活躍推進法²⁶に基づき策定・公表した行動計画の達成に向け、計画的な人材育成、環境整備などの取組を行う。

4 こころ音^ねプロジェクト

「こころ音^ねプロジェクト²⁷」によって集まった震災復興基金(こころ音^ね基金)については、岩手県釜石市への寄附²⁸に続き、被災地のニーズに応える支援の実施について具体的な検討を進める。

²⁶ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。2016年4月1日施行。常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主については、次の4つの取組が義務付けられている。①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表③行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出④女性の活躍に関する情報の公表

²⁷ 東日本大震災からの復興と被災地の音楽文化の振興を音楽作品により継続的に支援するために2011年3月に立ち上げたプロジェクト

²⁸ 2015年12月に、市民ホールの再建費用の一部として1,000万円を寄附した。